

令和 6 年度仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会の審議事項について

1 審議内容

- ・「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」における放課後児童対策の取組内容について

2 経緯

新・放課後子ども総合プランに基づく本市における取組の実現に向けて、その具体的な方策等を定めた「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」を令和元年度に策定した。仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会においては、実施方針の最終年度である令和 5 年度に評価を行い、令和 6 年度からの新たな放課後子ども総合プランに基づき、次の実施方針を定める予定としていたが、国から新たな総合プランは示されず、令和 5 年 12 月に「放課後児童対策パッケージ」が後継として示された。

実施方針は、プランに基づき具体の方策を定めるものであり、プランが令和 5 年度で終了し、かつ、その後継のパッケージについても令和 6 年度までであることから、今後の放課後児童対策に関する本委員会の審議内容を改めて検討する必要がある。

3 審議内容の選定理由

平成 30 年 9 月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」においては、プランに基づく市町村の取組みについて、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども子育て支援事業計画」又は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」に盛り込むこととされていた。

本市では、この市町村行動計画等の位置づけをもつ計画として、子ども・子育て会議において「仙台市すこやか子育てプラン 2020」を策定しており、その中に、放課後子ども総合プラン推進事業を盛り込んできた。

計画期間において、本市では放課後児童対策を着実に進めてきており、今後についても、これまでと同様に数年後を見据え、こども施策全体における放課後児童対策としての視点等も踏まえながら、取り組むことが必要である。

現在、次期「すこやか子育てプラン」である「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」の策定を進めているところであり、放課後子ども総合プランで推進してきた放課後児童対策事業については、引き続き盛り込み、取り組みを進めていくことから、本委員会での意見を集約し、最終案に反映していくものである。

4 審議スケジュール（予定）

時期	内容
令和 6 年 12 月	<p><第 1 回委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 令和 6 年度仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会の審議事項について ➤ 「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」（中間案）における放課後児童対策の取組内容について
令和 7 年 3 月	<p><第 2 回委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「(仮称) せんだいこども若者プラン 2025」における放課後児童対策の取組内容について